

<東京地裁前集会>

21日の9時からの東京地裁前歩道上で、約100名で事前集会。

まず「関西生コンを支援する会」の共同代表・藤本泰成さんが挨拶。その後、支援しているいくつかの団体からの連帯挨拶があった。私（近藤）も「～東海の会」から、ということで連帯挨拶。最後に「ガ

ンバロー」のコールで締めくくった。

大法廷での口頭弁論だったが、「コロナ対策」で傍聴席が極端に制限され、抽選で法廷に入れた人は40人弱。（私は抽選外れでしたが、傍聴券を頂いて入った。）



<法廷内で>

1) 原告意見陳述

第1回口頭弁論ということで、原告側から、被告人とされた4名、全日建委員長、代理人弁護士2名の合計7名が陳述した。太田弁護士＝「まず逮捕者数が異常に多い。暴力団の抗争事件でさえこんなに多くの逮捕者は出していない。組合員を逮捕・勾留で脅して、組合を脱退させ、もって組合を潰すという不当な目的で行われているとしか思えない。労働組合活動が犯罪となる、というようなことを許してはならない。当裁判所には憲法28条を十分に理解した判断をお願いする。」、T・関生支部書記次長＝「私は組合専従。保釈条件は組合員との接触禁止、組合事務所立ち入り禁止。これでは仕事ができない。組合員の相談に乗ることもできない。裁判所が出した保釈条件が、正当な組合活動を敵視する不当なものとなっている。公正な審議をお願いする」。（この後T・関生支部書記次長は退席。武委員長、湯川副委員長。西山執行委員が入廷 ※→報告集会）。菊池・全日建委員長「全日建は、社会的使命を持つ全交運、世界運輸労連等の運動を担い、憲法28条で保障される公然の組合法人。交運労協の副議長団体でもある。産業別労働組

合として、組合員のいない企業にも働きかけている。これは国際的にはごく当たり前の労働組合活動である。警察・検察は、こうした活動を犯罪視し、あたかも反社会的勢力であるかのように決めつけるが、労働組合活動であるかどうかを決めるのは労働委員会であり、我々の活動は各地の労働委員会で認められている。労働組合法上の権利を十分に見据えた判断を期待する」。武・関生支部委員長＝「関生は、1965年に180名で組織した産業別労働組合である。1960年代には、アカという思想差別があり、暴力団がナイフで脅すような組合攻撃があった。単にそれぞれの中小企業を相手にしているだけでは、解決にならない。大手資本と闘うために、中小企業と組合が連携させ、適正価格をつくり、未組織の労働者の労働条件をも保証する産別組合をつくってきた。2府4県の警察が、私たちの労働協約が犯罪に仕立て上げ、89人の逮捕者、67人を起訴した。これは暴対策法の拡張であり、共謀罪法の先取りであって、許されない」。湯川・関生支部副委員長＝「私は不当にも18年8月28日に逮捕された。それから勾留と逮捕が繰り返され、644日も勾留された。具体的な取り調べは何も無

く、『反省するまで逮捕し続ける』などと言っている。逮捕ありき、勾留ありきであったことは明白だ。警察、検察が事件を創り上げただけでなく、裁判所も手を貸している。勾留事由開示後半でも、裁判官は、自分は労働法は良く知らないと開き直ったり、沈黙をして素通りしようとした。裁判所にも偏見があるのではないか。この国賠訴訟で、裁判所の力量を見せていただきたい」。西山・関生支部執行委員＝「私は300日も勾留された。原則的な労働組合運動を潰す弾圧だ。裁判所は、憲法に基づいて判断して欲しい。大阪地検は『ストライキをされたら、経営者側が抗議行動をするのは当たり前』などと言い、大阪府警は『中央の指示だ』と言い、滋賀県警は『関生労組はやりすぎだ、経営者を追い詰めている』と言い、取り調べと称して自分らの主張を述べている。自分は別件の民事裁判の証人尋問に立つ前日に逮捕された。裁判への妨害行為としか思えない。裁判所は警察の組合弾圧を容認している。裁判所の役割を全うしてほしい。海渡弁護士＝「企業別労働組合を超える労働組合運動を違法視している。労働組合運動に対する根本的な無理解がある。憲法28条で保障される組合活動を

犯罪視している。長期勾留も保釈条件も到底許されない人権侵害だ。憲法と労働組合法をきちんと理解し、公正な審理をお願いしたい」。

原告の意見陳述、特に武委員長の意見陳述には、傍聴席から大きな拍手があったが、裁判長は、特に制止しなかった。

2) 「移送」問題

裁判には、被告は一部しか出廷していなかった。「コロナ」を理由にしつつ、東京地裁で裁判をするのは負担が大きいため京都地裁に「移送」して欲しい、と申し立てているのだ。これに対して、原告代理人は「きょうの原告意見陳述でも述べられたように、被告人とされた原告は京都地裁への不信感も大きい。是非、一連の刑事事件と直接関係しない東京地裁で、予断のない公平な立場での審理をお願いしたい」と述べた。裁判長は、「東京地裁で審理するという事で、オンラインによる弁論準備手続きを挟みつつ、半年に1度程度、(公開の)口頭弁論をもつというのではどうか」と原告・被告双方に提案した(決定ではないが、ほぼその方向で決まるはず)。

<報告集会…18:30～ @連合会館>

「関西生コンを支援する会」事務局長の勝島さんの司会で開会。参加者は100名ほど。

開会挨拶として、「西生コンを支援する会」の共同代表の藤本さんが、「1990年代に比べて、昨年は永住権を取得する外国人が十数%に減っている。入管の収容所で長期の身柄拘束が続いている」という現状を紹介し、「関西生コン弾圧は、異質なもの排除しようとする安倍政権下での政治的、

社会的風潮の極端な表れでもある。打ち破って行こう」と挨拶。

次に、時間の都合で早めに退席しなければならない武建一委員長から報告と決意表明があった。

「関生型労働運動—産業別労働運動—は、大きな成果を上げてきた。大衆性・階級性・社会的任務を果たす、ということを中心に念頭において闘ってきた。労働組合なのだから経済闘争において、具体的成果を出さねばならない。関生は25,000円/日、年収600万円を保証してきた。経済闘争において成果を出すには、政治闘争も欠かせない。辺野古基地反対、原発反対など



の政治闘争を組合として取り組んで来た。そうした闘いを貫徹するには思想闘争、即ち『学ぶ』こと



が欠かせない。そうした関生型労働運動を、

権力は目の敵にして潰そうとしてきている。日本では中小企業も大資本から収奪される構造となっている。中小企業経営者と労働者は連携し、社会的連帯経済を作っていかなければならない。企業別労組は、経済が落ち込むと、自分達の要求も切り下げないと会社が潰れる、と萎縮してしまう。冷静に考えれば、不況というのは資本側が弱いということであり、相対的に労働側が強いということだ。関生は不況と言われる状況のときこそ、労働条件を向上の成果を勝ち取ってきた。コロナ不況といわれる今はチャンスであるといえる。関生への弾圧はまだまだ続くだろう。しかし関生は終わらない。1発やられたら3発やり返す。これからも闘って行く」。武委員長は鳴り止まない大きな拍手に送られて会場を後にした。

この国賠訴訟の代理人であり、「西生コンを支援する会」の共同代表でもある海渡雄一弁護士は「産業別労働組合での運動であれば、直接労使関係のない企業を相手に交渉するのは当たり前。と



ころが、それを違法と考えているらしい。この刑事弾圧は法的に根本的に誤っていることを明らかにしていきたい。」「刑事事件の現場は関西なので、東京の弁護士は傍聴

程度にしか関わっていない。弁護士である以上、やはり法廷で闘いたい。国賠訴訟を東京でということで、非常に良い機会を作って貰えたと思う。『移

送』問題では、被告はだいぶゴネていたが、裁判所は、ほぼこちらの意見の方向で提案してきた。東京・首都圏でも裁判運動を構築していきたい」と述べた。

関西のぼうで刑事事件の弁護人を務めつつ、この国賠訴訟の代理人となっている太田健義弁護士は、まず異常な保釈条件に触れた（※部分）。「被告人同士、会うことも連絡することもダメというめちゃくちゃな保釈条件。武さん、湯川さん、西山さんについては、国賠訴訟の裁判の法廷で顔を合わせる



ことについては、保釈条件の一部緩和を裁判所認めさせた。しかしT書記次長については、それも認められず、冒頭で意見陳述して退席、ということになった。またこの場に西山さんもいて欲しかったが、集会での同席は認められなかった。こういう不当な保釈条件を容認しているわけではないが、今回、保釈条件違反を理由に保釈を取り消されるかもしれない、という危険を冒す賭けにはあえて出なかった。今後もこの不当な保釈条件については闘っていく」。そして「この裁判は、逮捕状、勾留状を警察・検察の言われるままに出す裁判所の姿勢を問うていく裁判でもある」と言及し、M・ニーメラーの有名な言葉を引いて、「これは全ての人々にとって他人事ではない、ということを書いていきたい」と述べた。

最後に菊池進全日建委員長が閉会の挨拶を行い、「コロナ対策」の側面もあって、予定時間よりかなり早めに報告集会を終えた。

